

各務原市指名競争入札参加者選定要綱

(昭和43年1月31日決裁)

(趣旨)

第1条 各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）第3章により指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の選定に必要な事項は、別に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(資格の審査)

第2条 入札参加資格審査申請書を提出した者の資格審査は、次の各号の種類に応じ当該各号に掲げる事項並びに申請書及び添付書類を審査するものとする。

- (1) 建設工事の請負 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定めた経営事項審査の項目及び基準（平成6年6月8日建設省告示第1461号）に定める項目
- (2) 建設・測量コンサルタント等の請負、製造の請負、物件の買入れ等
 - ア 年間平均実績高
 - イ 自己資本額
 - ウ 職員数
 - エ 営業年数

(資格の格付)

第3条 建設工事の請負の種類に関する審査に合格した者の資格の格付は、法第27条の23に規定する経営事項審査の結果数値に基づいて、別表により区分して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格を備えているものとみなす。

- (1) 当該工事に相応する等級に属する者がいないため、上位又は下位の業者を選定する必要があると認められるとき。
- (2) 地元業者を選定することにより、その工事が適正な施行を期し得ると認められるとき。
- (3) 災害復旧工事等で緊急を要する工事を施工するとき。
- (4) その他特に必要があると認められるとき。

(指名基準)

第4条 競争入札に参加する者を指名しようとするときは、競争入札参加者名簿に登載された者の中から、次の各号に掲げる事項に留意して指名しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 能力、技術的適性
- (3) 地理的な条件
- (4) 手持事業量の状況
- (5) 経営状況
- (6) 安全管理の状況
- (7) 工事成績
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 地域社会への貢献度

2 前項の場合において、建設工事に係る請負契約について指名しようとするときは、設計額等に応じ、前条の資格の格付けに基づいて行うものとし、本市と工事の請負実績のある者については、当該工事について検査員が工事施工能力に関する主観的事項を別に定める方法により審査し、採点した結果も考慮するものとする。

(秘密の保持)

第5条 市長及び市長から契約の締結を委任された者は、指名競争入札参加者選定について、秘密の保持に注意しなければならない。

附 則 (昭和43年1月31日決裁)

この要綱は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則 (昭和49年2月20日決裁)

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月23日決裁)

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月15日決裁)

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月8日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日決裁)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月11日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日決裁)

- 1 この要綱は、平成18年3月24日から施行する。
- 2 改正後の各務原市指名競争入札者選定要綱の規定は、平成18年度の予算に係る契約及び入札参加資格審査から適用する。

附 則（平成20年3月31日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

等級	A	B	C	D	E	F
数値	900点以上	800点以上900点未満	700点以上800点未満	600点以上700点未満	500点以上600点未満	500点未満
土木一般	500万円以上	300万円以上1億5,000万円未満	200万円以上8,000万円未満	100万円以上3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満
建築一般	1,000万円以上	500万円以上3億円未満	300万円以上1億円未満	100万円以上3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満
管・水道施設 電気工事・その他	500万円以上	300万円以上1億円未満	200万円以上5,000万円未満	100万円以上3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満